

令和8年6月1日

各部局長 殿

理事（研究担当）

松 木 均

研究力向上に向けた共同研究・受託研究における制度改善に係る
関係規則等の制定について（通知）

2016年に、大学等と企業の組織的な連携体制の構築に向け、文部科学省及び経済産業省において、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」が、また、2019年には「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」が施行され、大学等が組織的な産学官連携を推進するための体制整備が求められてきました。

このたび、大学等が提供する「知」（サービス）や、産学協創を通じて創出する「価値」が、企業から「需給関係」に基づき適切に評価され、それに見合う対価を得ることが重要であることから「知的貢献費」の計上を、さらには、産学協創と大学経営が好循環をなすためには、大学等が「経営体」となり、産学協創で得られた資金を大学経営の「原資」として中長期的な視野で戦略的に活用することが重要となることから、「戦略的産学連携経費」の計上を可能とするため、本学において活用方針及び実施要領を制定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 共同研究・受託研究における研究担当者の人件費支出について

研究活動に従事するエフォートに応じ、研究担当者本人の希望があり、相手方との協議の上、直接経費から人件費を支出することが可能となります。これにより、研究機関は、研究パフォーマンスの向上や研究機関の研究力強化に資する取組への活用が可能となり、研究者及び研究機関双方の研究力向上が期待されます。

【資料】

- (1) 国立大学法人徳島大学共同研究費及び受託研究費に係る知的貢献費の活用方針
- (2) 国立大学法人徳島大学共同研究費及び受託研究費に係る知的貢献費の活用に係る実施要領

2. 「戦略的産学連携経費」の計上について

「組織」対「組織」による共同研究等の推進にあたり、相手方との協議の上、「戦略的産学連携経費」の計上が可能となります。これにより、大学が「経営体」となり、産学協創で得られた資金を大学経営の原資として中長期的な視野で戦略的に活用することが可能となります。

【資料】

- (1) 国立大学法人徳島大学共同研究取扱規則
- (2) 国立大学法人徳島大学受託研究取扱規則
- (3) 共同研究・受託研究における制度改善

【問合わせ先】

研究・産学企画課研究企画係
(内線81-7404)